

寒河江市重度身体障害者介護用車両改造費等助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、自動車を自ら運転することができない在宅の身体障害者（以下「車椅子使用在宅身体障害者」という。）を介護するために、車椅子使用者に配慮した自動車への改造又は購入に要する経費を助成することにより、介護者の負担の軽減と身体障害者の社会参加の促進を図ることを目的とする。

(対象事業)

第2条 本事業は、車椅子使用在宅身体障害者又はその者と生計を同一にする者が、前条の目的に沿って行う次の経費（以下「車両改造費等」という。）を対象とする。

(1) 所有又は取得する自動車を車椅子の使用に配慮した改造を行うために要する経費

(2) 車椅子の使用に配慮した自動車の購入に要する経費

2 車椅子の使用に配慮したとは、次の装置を備えたものをいう。

(1) 車椅子に乗ったまま昇降可能なリフト又はスロープ

(2) 助手席等の回転シート又はリフトアップシート

(3) 車椅子収納装置

(4) スライドステップ

(5) その他、車椅子を使用する身体障害者が、乗降、移動等を容易にするための装置

(助成の対象者)

第3条 本事業の助成対象者は、次の各号のいずれにも該当する世帯に属する者とする。

(1) 市民税非課税世帯（同一世帯と認められたすべての世帯員が当該年度（7月1日から翌年の6月30日をいう。以下同じ。）において市民税が課税されていない者（地方税法第323条により免除されている者を含む。）である世帯をいう。）又は所得税非課税世帯（同一世帯と認められたすべての世帯員に当該年度において前年分（翌年の1月1日から6月30日にあつては前々年分とする。）の所得税を納付すべき者がいない世帯をいう。）

(2) 下肢障害若しくは移動機能障害1・2級、体幹障害1～3級又は市長が車椅子等を使用しなければ外出が困難と認めた身体障害者がいる世帯

(3) 過去に当該助成を受けたことがない世帯又は助成を受けてから5年以上経過している世帯

(申請)

第4条 車椅子使用在宅身体障害者又はその者と生計を同一にする者が、車両改造費等の助成を受けようとするときは、身体障害者介護用車両改造費等助成費交付申請書（様式第1号）に、次の書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 助成対象となる経費の見積書

(2) 車椅子使用在宅身体障害者の身体障害者手帳の写し

(3) その他、市長が必要と認める書類

(決定及び通知)

第5条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容について審査し、助成の可否を決定し、その結果を身体障害者介護用車両改造費等助成費交付決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(助成金額)

第6条 助成金の額は、自動車の改造又は購入に要する経費（購入の場合は、改造のない同型車との差額とする。）の2分の1以内とし、20万円を限度とする。

(事業の確認)

第7条 第5条の交付決定を受けた者は、対象事業を完了したときは速やかに身体障害者介護用車両改造等完了報告書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の報告を受けたときは、速やかに対象事業の完了確認を行わなければならない。

(助成金の交付)

第8条 市長は、前条第2項の確認を終えたときは、申請者に対して助成金の交付を行うものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

様式第1号

身体障害者介護用車両改造費等助成費交付申請書

年 月 日

寒河江市長 殿

申請者 住所

氏名

印

下記により、身体障害者介護用車両改造費等助成費について申請します。

住所	寒河江市			
氏名		男・女	生年 月日	年 月 日 (歳)
身体障害者手帳	山形県第 号 (年 月 日交付)			
障害名・等級	級			
自動車の車種				
自動車改造の内容				
改造に要する経費	円			

様式第2号

身体障害者介護用車両改造費等助成費交付決定（却下）通知書

第 号
年 月 日

様

寒河江市長

年 月 日付けで申請のありました身体障害者介護用車両改造費等助成費について、下記のとおり交付決定（却下）したので通知します。

記

交付決定額	円
改造内容	
却下理由	

様式第3号

身体障害者介護用車両改造等完了報告書

寒河江市長

殿

住所

氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった身体障害者介護用車両改造等について、下記のとおり完了したので報告いたします。

記

1 改造等完了年月日 年 月 日

2 改造の内容

3 改造に要した費用 円

4 添付書類 (改造後の写真)